

富山大学グローバル研究者形成拠点規則

令和6年3月26日 制定

令和6年6月13日 改正

(設置)

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に、富山大学グローバル研究者形成拠点（以下「拠点」という。）を置く。

(目的)

第2条 拠点は、海外研究機関との連携を強化し、研究交流を活性化させるとともに、国際的に活躍する若手研究者の育成を目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するため、拠点は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 海外研究機関とのネットワークの構築及び強化に関すること。
- (2) 新たな連携先となる海外研究機関の開拓及び調査に関すること。
- (3) 本学研究者と海外研究機関の研究者との研究交流に関すること。
- (4) 若手研究者の派遣及び受入れに関すること。
- (5) 優秀な外国人若手研究者の人材登用に関すること。
- (6) 本学の強みとなる研究領域又は各研究領域の融合を図る領域の研究を推進すること。
- (7) その他拠点の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 拠点は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 拠点長
- (2) 副拠点長
- (3) 国際連携統括責任者
- (4) 主担当として配置される教員
- (5) 兼務配置される教員
- (6) その他学長が必要と認めた者

(拠点長)

第5条 拠点長は、学長をもって充てる。

2 拠点長は、拠点の業務を統括する。

(副拠点長)

第6条 副拠点長は、学長が指名する理事又は特命理事をもって充てる。

2 副拠点長は、拠点長を補佐する。

(国際連携統括責任者)

第7条 国際連携統括責任者は、拠点長が指名する者をもって充てる。

2 国際連携統括責任者は、第3条各号に掲げる業務に従事する。

(主担当配置教員)

第8条 主担当配置教員は、本学の強みとなる研究領域又は各研究領域の融合を図る領域を専門とし、第3条第6号の業務に従事する。

(兼務配置教員)

第9条 兼務配置教員は、本学の強みとなる研究領域又は各研究領域の融合を図る領域を専門とし、第3条各号に掲げる業務を支援する。

2 兼務配置教員は、拠点長が申請し、学系長、学術研究部長の承認を経て、学長が命ずる。

3 兼務配置教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、申請した拠点長の在任期間を超えないものとする。

(拠点会議)

第10条 拠点に、グローバル研究者形成拠点運営会議（以下「拠点会議」という。）を置く。

(審議事項)

第11条 拠点会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 拠点の運営に関すること。

(2) 拠点と海外研究機関との研究交流の活性化に関すること。

(3) 拠点における重点研究分野の強化及び海外との連携に関すること。

(4) 拠点における若手研究者の採用及び育成に関すること。

(5) 拠点における研究者の派遣及び受け入れに関すること。

(6) その他拠点の業務に関し必要な事項

(構成員)

第12条 拠点会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 拠点長

(2) 副拠点長

(3) 研究推進機構長

(4) 国際機構長

(5) 研究推進機構副機構長

(6) 国際機構副機構長

(7) 国際連携統括責任者

(8) その他拠点長が必要と認めた者

(会議の招集及び議長)

第13条 拠点長は、拠点会議を招集し、その議長となる。拠点長に事故があるときは、副拠点長がその職務を代行する。

(議事)

第14条 拠点会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会できない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第15条 議長が必要と認めたときは、拠点会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 拠点の事務は、学務部国際課及び研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、拠点の運営に関し必要な事項は、拠点長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 富山大学グローバル研究者形成拠点設置準備委員会要項（令和5年12月18日学長裁定）は廃止する。

附 則

この規則は、令和6年6月13日から施行し、令和6年6月1日から適用する。